

別表

## 令和5年度特別支援教育就学奨励費の種類及び交付額等一覧表

児童・生徒一人当たり

交付対象者	交付項目	対象児童・生徒	年間交付額		交付時期等
			小学校	中学校	
第1区分及び第2区分 に該当する世帯 (要保護及び準要保護 児童生徒に係る就学援 助費の交付を受けてい る者を除く)	修学旅行費	参加者	実費(対象経費)の1/2の額		修学旅行実施後、 費用の精算終了後 に交付
			(限度額10,790円)	(限度額28,860円)	
	校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	参加者	実費(対象経費:交通費・見学料)の1/2の額		各学校からの実績 報告に基づき3月 に交付
			(限度額800円)	(限度額1,155円)	
	校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	参加者	実費(対象経費:交通費・宿泊費・見学料)の1/2の額		各学校からの実績 報告に基づき3月 に交付
			(限度額1,845円)	(限度額3,105円)	
	学用品・通学用品 購入費	全学年	実費(対象経費)の1/2の額		10月及び3月
(限度額5,820円)			(限度額11,370円)		
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	第1学年 (4月1日認定者)	実費(対象経費)の1/2の額		10月及び3月	
		(限度額25,555円)	(限度額30,490円)		
オンライン学習通信費	全学年	14,000円	14,000円	10月及び3月	

## 用語の定義

「第1区分」：特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「令」という。)第2条第1号に掲げる区分

「第2区分」：令第2条第2号に掲げる区分